

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
 電話 011-231-4111
(内線 22-271)
 FAX 011-232-1385
 印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告示

(総合企画部総務課)

○一般競争入札(物品の購入)の実施	一一九
○環境影響評価方法書の作成	一二〇
○生活保護法による医療機関の指定	一二一
○生活保護法による指定医療機関等の変更(廃止、休止)の届出	一二一
○生活保護法による施術機関の指定	一二三
○土地改良法による国営換地処分	一二三
○土地改良法による道営換地処分	一二三
○国土調査の成果の認証	一二三
○土地改良区の役員の退任の届出	一二三
○土地改良区の役員住所変更の届出	一二三
○土地改良区の解散による清算人の退任の届出	一二三
○道営土地改良事業計画の決定	一二四
○道営土地改良事業変更計画の決定	一二四
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定	一二五
○土地改良事業の廃止の協議の適否の決定	一二五
○肥料の登録の失効	一二六
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定	一二六
○公共測量の終了の通知	一二六
○道路の区域の変更(二件)	一二六
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	一二八
公 表	
○公印の改刻	一二九
公 告	
○職務育成品種の品種登録	一二九
支庁告示	
○建築基準法による道路の位置の指定	一二九
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	一三〇
札幌医科大学告示	

告示

示

○一般競争入札の資格に関する公示	一三〇
○一般競争入札の実施	一三一
道教育庁宗谷教育局告示	
○一般競争入札の実施(四件)	一三一
道公安委員会告示	
○遊技機の認定及び型式の検定等の告示	一三七

北海道告示第243号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
 平成14年2月19日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ 56台

ソフトウェア(一太郎他) 56組

ケーブルスタタークライアント 56クライアント

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成14年3月28日

(4) 納 入 場 所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載のハードウェア要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目

(2) 入 札 日 時 北海道庁別館11階共用会議室

平成14年3月1日(金) 午後3時

第1341号

報 告 公 刊 北 境

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
 5 入 札 保 証 金
 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
 6 入札説明書の交付に関する事項
 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部総務課
 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
 7 郵便等による入札
 郵便及び電報による入札は認めない。
 8 落札者の決定方法
 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
 9 契約書作成の要否
 要
 10 入札参加申込書の提出
 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
 (1) 提 出 期 限 平成14年2月28日
 (2) 提 出 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部総務課
 11 そ の 他
 (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
 ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者届出書を提出す

ること。
 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 ア 名 称 北海道総合企画部総務課
 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 129
 (4) この入札の執行は、公開する。
 (5) 詳細は、入札説明書による。
 北海道告示第244号
 北海道環境影響評価条例（平成10年北海道条例第42号（以下「条例」という。））第5条第1項の規定により、地域高規格道路 根室中標津道路（別海道路）環境影響評価方法書が次のとおり作成された。
 平成14年2月19日
 北海道知事 堀 達 也

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 北海道
 代 表 者 の 氏 名 北海道知事 堀 達也
 主たる事務所の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

2 対象事業の名称、種類及び規模
 名 称 地域高規格道路 根室中標津道路（別海道路）
 種 類 道路の改築
 規 模 車線数 4車線、道路延長 約7.8km

3 対象事業が実施されるべき区域
 野付郡別海町

4 条例第6条第2項の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
 野付郡別海町、標津郡中標津町

5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

場 所	期 間	時 間
北海道環境生活部環境政策課 北海道石狩支庁地域政策部環境生活課 北海道渡島支庁地域政策部環境生活課	平成14年2月19日（火） から同年3月20日（水） まで（日曜日及び土曜日を除く。）	午前9時から午後5時 15分まで

北海道檜山支庁地域政策部環境生活課		
北海道後志支庁地域政策部環境生活課		
北海道空知支庁地域政策部環境生活課		
北海道上川支庁地域政策部環境生活課		
北海道留萌支庁地域政策部環境生活課		
北海道宗谷支庁地域政策部環境生活課		
北海道網走支庁地域政策部環境生活課		
北海道胆振支庁地域政策部環境生活課		
北海道日高支庁地域政策部環境生活課		
北海道十勝支庁地域政策部環境生活課		
北海道釧路支庁地域政策部環境生活課		
北海道根室支庁地域政策部環境生活課		
別海町産業振興部みどり環境課		
中標津町民生生活部生活課		

午前8時45分から午後5時15分まで

6 方法書についての意見書の提出

- (1) 道民（道内に住所を有する者（道内に主たる事務所を有する法人を含む。））は、方法書について環境保全の見地からの意見を書面により提出することができる。
- (2) 意見書には、意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、意見書の提出の対象である方法書の名称及び方法書についての環境保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載）を記載すること。
- (3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部道路計画課）に平成14年4月3日（水）までに到着するように提出すること。

北海道告示第245号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成14年2月19日

北海道知事 堀 達也

名称	又は氏名	所在地	又は住所	指定年月日
医療法人社団玄心会	吉田眼科医院	函館市本通2丁目31 - 8		平成14. 1. 1
医療法人社団	アリエス循環器科内科クリニック	同 桔梗町372 - 375		同
医療法人社団	白鳥台医院	室蘭市白鳥台5丁目3番14号		同
医療法人社団	秀峰会 望月医院	北見市春光町2丁目139番3号		同
江 別 循 環 器 科	医 院	江別市中央町1番地1		同
国 本 皮 膚 科	医 院	登別市新生町4丁目23 - 23		同
医 療 法 人 社 団	北 広 島 小 児 科	北 広 島 市 中 央 6 丁 目 3 - 1		同
医 療 法 人 社 団	松 倉 整 形 外 科 クリニッ ク	亀 田 郡 七 飯 町 字 本 町 241 番 地 29 号		同
かみいそ循環器内科クリニック		上磯郡上磯町東浜2丁目22番39号		同
医療法人社団杏仁会	たいせつクリニック	上川郡当麻町4条西3丁目14番5号		同
株式会社健康会	訪問看護ステーションしらかば	苫小牧市しらかば町4丁目22番13号		同
医療法人植心会	訪問看護ステーションあい	稚内市栄1丁目24番4号		同
セ ー ラ ー 歯 科		小樽市稲穂2丁目7 - 18		同
医療法人社団	たか歯科医院	釧路市駒場町1番2号		同
フアミリーデンタルクリニック		帯広市公園東町3丁目3 - 2		同
松 尾 歯 科 医 院		苫小牧市明野新町6丁目30 - 20		同
は な そ の 審 美 歯 科		同 花園町2丁目12番21号		同
赤 平 中 央 歯 科 クリニッ ク		赤平市錦町1丁目1番地		同
医療法人社団幸仁会	すながわ中央歯科	砂川市西1条南1丁目1 - 20		同
さくら歯科・矯正歯科		伊達市舟岡町208 - 27		同
えるむ矯正歯科クリニック		北広島市中央6丁目3 - 1 エルフインテラサ1F		同
医療法人社団東彩会	浜益村歯科診療所	浜益郡浜益村大字浜益村34 - 2		同

第1341号

報 告 規 則 北

医療法人社団 幸仁会 ケン歯科	山越郡長万部町字長万部431-47	平成14. 1. 1
医療法人社団 東京会 増永歯科医院	檜山郡江差町字新地町57番地	同 13.12.18
すぎなみ調剤薬局	函館市杉並町22-18	同 13.12. 3
大手町薬局	同 大手町1番19号	同 13.12.15
アサヒ調剤薬局株式会社十字街支店	同 未広町7番7号	同 13.12. 3
有 限 会 社 ハ ル ミ 薬 局	小樽市新光1丁目10番12号	同 13.12. 1
た か さ ご 新 栄 局	室蘭市高砂町2丁目1番22号	同 14. 1.30
ナガオ薬局 新栄館	釧路市新栄町20番8号	同 14. 1. 1
ワタキユーワジタ薬局 くしる店	同 鶴ヶ岱2丁目3番5号	同
ワタキユーワジタ薬局 あいこく店	同 光陽町23番15号	同
ワタキユーワジタ薬局 あしの店	同 芦野2丁目10番12号	同
ワタキユーワジタ薬局 新川店	同 若竹町14番12号	同
ワタキユーワジタ薬局 鳥取店	同 鳥取大通5丁目15番1号	同
ワタキユーワジタ薬局 城山店	同 住吉2丁目3番11号	同
ワタキユーワジタ薬局 新橋館	同 新橋大通3丁目2番15号	同
ワタキユーワジタ薬局 おびひろ店	同 帯広市西20条南4丁目45番14号	同
志 文 薬 局	同 岩見沢市ふじ町2条2丁目25番地	同
ボアラ薬局 苫小牧中央店	同 苫小牧市本幸町1丁目3番3号	同 13.12. 1
アイン薬局 稚内栄店	同 稚内市栄1丁目24番4号	同 13.11.26
あ い あ い 薬 局	同 江別市中央町1-25	同 14. 1. 1
株式会社 多田薬局本店若山店	同 登別市若山町4丁目41番地1若山ビル	同
クライヤームぐみの薬局	同 恵庭市恵み野西2丁目3-8	同 14. 1.15
北 広 中 央 薬 局	同 北広島市中央1丁目2-3	同 13.12. 1
花 川 調 剤 薬 局	同 石狩市花川北7条2丁目26番地	同 14. 1. 1
ほたる調剤薬局 上富良野店	同 空知郡上富良野町大町3丁目3-41	同 13.12. 3

北海道告示第246号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関等から次のとおり届出があった。

平成14年2月19日

名 称 又 は 氏 名 所 在 地 又 は 住 所 届 出 の 内 容

北海道知事 堀 達 也

伊 森 産 婦 人 科 医 院	函館市駒場町6番10号	平成13.12.27	廃止
医療法人社団 だて内科医院	同 湯川町2丁目37番6号	同 13.12.22	休止
吉 田 眼 科 病 院	同 本通2丁目31-8	同 13.12.31	廃止
アリエス循環器科内科クリニック	同 桔梗町372-375	同	
白 鳥 台 医 院	室蘭市白鳥台5丁目3番14号	同	
後 藤 医 院	同 中島町3丁目25番6号	同 13.12.25	同
望 月 医 院	北見市春光町2丁目139番3号	同 13.12.30	同
中 杉 皮 膚 科 医 院	同 苫小牧市花園町3丁目12-1	同 14. 1.31	同
国 本 皮 膚 科 医 院	同 登別市新生町4丁目23-23	同 13.12.31	同
医療法人社団 そがわ小児科	北広島市栄町1丁目5-3	同 14. 1.15	同
松倉整形外科クリニック	同 亀田郡七飯町字本町241番地29	同 13.12.31	同
たいせつリハビリクリニック	同 上川郡当麻町4条西3丁目14番5号	同	
な が は ら 齒 科 医 院	同 函館市中島町25-10	同 13. 3.14	同
浦 川 齒 科 医 院	同 小樽市稲穂2丁目19番10号	同 11. 4. 1	休止
す な が わ 中 央 齒 科	同 砂川市西1条南1丁目1-20	同 13.12.31	廃止
えるむ矯正歯科クリニック	同 北広島市栄町1丁目5-3 北広島ビル3F	同 13.10.10	同
浜 益 村 齒 科 診 療 所	同 浜益郡浜益村大字浜益村34-2	同 13.12.31	同
ケ ン シ ュ 齒 科	同 山越郡長万部町字長万部431-47	同	
医療法人社団 東京会 増永歯科医院	同 檜山郡江差町字本町32番地	同 13.12.17	同
赤 崎 薬 局	同 函館市千代ヶ台町11番8号	同 13.12.31	同
すぎなみ調剤薬局	同 同 杉並町23-12	同 13.11.30	同
アサヒ調剤薬局株式会社十字街支店	同 同 未広町8番13号	同 13.12. 2	同
有 限 会 社 ハ ル ミ 薬 局	同 小樽市新光1丁目10番12号	同 13.11.30	同
ワジタ薬局 くしる店	同 釧路市鶴ヶ岱2丁目8番13号	同 13.12.31	同
ワタキユーワジタ薬局 あいこく店	同 同 光陽町23番15号	同	
ワタキユーワジタ薬局 あしの店	同 同 芦野2丁目10番12号	同	
ワタキユーワジタ薬局 新川店	同 同 若竹町14番12号	同	

ワタキユーワジタ薬局 鳥取	釧路市鳥取大通5丁目15番1号	平成13.12.31	廃止
ワタキユーワジタ薬局 城山	同 住吉2丁目3番11号	同	
ワタキユーワジタ薬局 おび	帯広市西20条南4丁目45番14号	同	
ひる店			
アイソ薬局 稚内栄店	稚内市栄1丁目24番3号	同	13.11.25 同
近谷 整骨院 弁天分院	函館市弁天町4の7	同	13.12.23 同
エナレディーヌクリニック	石狩市花川南9条1丁目88番地	同	14.1.11 変更(住所)
	(変更前) 石狩市花川南9条1丁目88番地 (変更後) 石狩市花川南9条1丁目88番地 - 2 - 3		

北海道告示第247号
生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第19条の規定により、医療扶助のための施設を担当する施設機関を次のとおり指定した。
平成14年2月19日

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日	北海道知事 堀 達也
近谷整骨院弁天分院	函館市入舟町1番1号	平成13.12.27	

北海道告示第248号
土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、女満別町豊住地区の換地処分をした。
平成14年2月19日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第249号
土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、月形町共和地区の換地処分をした。
平成14年2月19日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第250号
国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。
平成14年2月19日

成果の名称	調査を行った者	調査を行った地域	調査を行った期間	認定年月日
蘭越町	磯谷郡	字川上	平成11年4月14日から 平成13年9月26日まで	平成14.2.8
地籍図・地籍簿	忠類村	幌内、明和の一部	平成11年4月14日から 平成13年9月27日まで	同
地籍図・地籍簿	室蘭市	石川町の一部	平成13年9月6日から 平成13年12月27日まで	同
地籍図・地籍簿	室蘭市			

北海道告示第251号
土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の出出があった。
平成14年2月19日

余市川土地改良区	理事・監事の別	氏名	住	北海道知事 堀 達也
	理	中川照夫	余市郡仁木町西町7丁目15番地	
	監	篠江孝夫	中川郡本別町西美里別325番地3	
	同	小川清市	同 仙美里598番地11	

北海道告示第252号
土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、東和土地改良区から、次のとおり役員の出出があった。
平成14年2月19日

理事・監事の別	氏名	住	北海道知事 堀 達也
理	大橋政美	旭川市東旭川町瑞穂1247番地の2	
		旭川市東旭川町瑞穂1250番地の2	

北海道告示第253号
土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第2項において準用する同法第18条第16項の

規定により、清算法人本別町土地改良区から、次のとおり清算人の退任の届出があった。

平成14年2月19日	北海道知事	堀	達也
退任年月日	氏名	住 所	
平成13.11. 8	桑 田 達 一	中川郡本別町朝日町12番地1	
同	高 橋 正 夫	同 共栄9番地13	
同	星 崎 行 弘	同 南4丁目1番地57	
同	佐 藤 晴 夫	同 西美里別182番地1	
同	加 藤 信 康	同 仙美里463番地3	
同	福 田 信 義	同 美蘭別486番地1	
同	三 田 宣 男	同 勇足元町2番地31	
同	山 田 英 雄	同 西勇足129番地	
同	内 田 基 一	同 西美里別483番地3	
同	山 田 静 夫	同 美里別617番地1	

北海道告示第254号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成14年2月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年2月19日

地区名	事業の種類	北海道知事	堀	達也	場所
ネシコシ	畑地帯総合整備 [担い手支援型 (単独土層改良)] (暗きよ、土層改良)			北海道石狩支庁	
天の川	中山間地域総合整備 (農業用用排水、農道)			北海道檜山支庁	
武 沢	ほ場整備 [担い手育成型] (ほ場整備、暗きよ)			同	
檜 山	中山間地域総合整備 (農業用用排水、ほ場整備、暗きよ)			同	
八 白	土地改良総合整備 [担い手育成型] (農業用用排水、暗きよ、客土、区画整理)			同	
中 央	かんがい排水 [圍首附帯]			北海道空知支庁	
長 沼	同			同	
南学田幹線	同			同	
東長沼第2	ほ場整備 [担い手育成型] (区画整理、農業用用排水、農道、暗きよ)			同	

総 進	ほ場整備 [担い手育成型] (区画整理、農業用用排水、暗きよ)	同			
光 栄	ほ場整備 [担い手育成型] (区画整理、農業用用排水)	同			
京 極	ほ場整備 [担い手育成型] (区画整理、農業用用排水、暗きよ)	同			
一 巳	土地改良総合整備 [担い手育成型] (区画整理、農業用用排水、暗きよ)	同			
下 志	土地改良総合整備 [担い手育成型] (区画整理、農業用用排水、暗きよ)	同			
小 西	土地改良総合整備 [担い手育成型] (区画整理、農業用用排水、暗きよ)	同			
日 進	土地改良総合整備 [担い手育成型] (区画整理、農業用用排水、暗きよ)	同			
旭	土地改良総合整備 [担い手育成型] (区画整理、農業用用排水、暗きよ、客土)	同			
豊 正	土地改良総合整備 [担い手育成型] (区画整理、農業用用排水、暗きよ)	同			
多 度	土地改良総合整備 [担い手育成型] (区画整理、農業用用排水、暗きよ)	同			
多 度	土地改良総合整備 [担い手育成型] (区画整理、農業用用排水、暗きよ)	同			
碧 水	土地改良総合整備 [担い手育成型] (区画整理、農業用用排水、暗きよ)	同			
稔 北	畑地帯総合整備 [担い手支援型] (農業用用排水、暗きよ)	同			
金 子	ため池等整備 [用排水施設整備]	同			
金 大	同	同			
き 願	同	同			
き つ	同	同			
ね 森	同	同			

北海道告示第255号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成14年2月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年2月19日

地区名	事業の種類	北海道知事	堀	達也	場所
地 区	中山間地域総合整備 (ほ場整備、客土、暗きよ)				北海道檜山支庁
今 金	同				同

今 南	中山間地域総合整備（農業用排水、農道、ほ場整備、客土、暗きよ）	北海道檜山支庁	南 部	畑地帯総合整備【緊急整備型】（農道、土層改良、暗きよ、区画整理）	同	北海道胆振支庁
竹 森	農免農道整備	同	福 富	農地保全整備（整地、暗きよ）	同	同
左 里	同	同	活 汲	一般農道整備（広域関連）	同	同
川 股	一般農道整備（過疎基幹）	同	報 徳	同	同	同
北 斗	畑地帯総合整備【緊急整備型】（農業用排水、区画整理、暗きよ、土層改良）	北海道後志支庁	稲 里	同	（過疎基幹）	北海道胆振支庁
優 勢	土地改良総合整備【担い手育成型】（農業用排水、暗きよ、農道、区画整理）	北海道空知支庁	<p>北海道告示第256号</p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。</p> <p>その関係書類は、平成14年2月20日から20日間、一般の縦覧に供する。</p> <p>平成14年2月19日</p>			
西 長	土地改良総合整備【担い手育成型】（農業用排水、区画整理、農道、暗きよ）	同	<p>北海道知事 堀 達 也</p> <p>縦 覧 場 所</p>			
幌 内	ほ場整備【担い手育成型】（区画整理）	同	業 主 体 名	地 区 名	事 業 の 種 類	堀 達 也
6 区	同	同	新 篠 津 村	美 原	維 持 管 理	北海道石狩支庁
北 美	ほ場整備【担い手育成型】（区画整理、農道、暗きよ）	同	江 別 町	同	同	同
オキリカツ	ほ場整備【担い手育成型】（区画整理）	同	当 別 町	同	同	同
丸 加	農免農道整備	同	江 差 部 町	同	同	北海道檜山支庁
第 3	一般農道整備（広域関連）	同	厚 沢 部 町	同	同	同
舞 鶴	農村振興総合整備（ほ場整備、農業用排水、農道）	同	赤 井 川 村	同	同	北海道後志支庁
夕 張	農村振興総合整備（ほ場整備、農道、農用地改良保全、農業用排水）	同	女 満 別 町	同	同	北海道網走支庁
音 江	中山間地域総合農地防災（農業用排水、土留工、整地、暗きよ）	同	美 満 別 町	同	同	同
草 分	農地防災（農業用排水、排土）	北海道上川支庁	女 満 別 町	同	同	同
小 西	土地改良総合整備【担い手育成型】（農業用排水、暗きよ、区画整理）	北海道留萌支庁	美 幌 町	同	同	同
小 平	中山間地域総合農地防災（農業用排水、土留工、暗きよ）	同	美 幌 町	同	同	同
オネトマナイ	農免農道整備	北海道宗谷支庁	<p>北海道告示第257号</p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の廃止の協議について審査の結果、適当と決定した。</p> <p>平成14年2月19日</p>			
中 頓	一般農道整備（集乳農道）	同	<p>北海道知事 堀 達 也</p> <p>種 類</p>			
中 頓	同	同	業 主 体 名	地 区 名	事 業 の 種 類	北海道知事 堀 達 也
中 頓	同	同	新 篠 津 村	美 原	維 持 管 理	同
藻 琴	畑地帯総合整備【担い手育成型】（農道、農業用排水、土層改良、暗きよ、区画整理）	北海道網走支庁	江 別 市	同	同	同
			当 別 町	同	同	同

北海道告示第 258 号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第15条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

平成14年2月19日

北海道知事 堀 達也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産者			失効年月日
					名	称	住 所	
北海道第2672号	混合有機質肥料	混合有機質肥料1号	窒素全量5.0 りん酸全量4.5	公道規格のとおり	株式会社 扶相	住 所	河西郡芽室町西2条5丁目2番地7	平成14. 1.30
北海道第2673号	同	フイツシユボーン	窒素全量5.0 りん酸全量13.0	同	同	同	同	同

北海道告示第 259 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
平成14年2月19日

第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。
平成14年2月19日

北海道知事 堀 達也

- 解除予定保安林の所在 十勝郡浦幌町字平和116（次の図に示す部分に限る。）
場所 北海道知事 堀 達也
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 解除の理由 排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 作業種類 公共測量（2級基準点）
- 作業期間 平成13年11月1日から平成14年1月21日まで
- 作業地域 妹背牛町

北海道告示第 261 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年2月19日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第 260 号

札幌開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律

道路の種類	道路	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
1 道路の種類	道道	後	14.54mから	728.88m	一般国道234号における重複区間31.63m	北海道札幌土木現業所
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所	路 線 名 区 間	前	27.45mまで	728.88m	一般国道234号における重複区間31.63m	
	朝 日 桜 丘 線	後	20.00mから	728.88m	一般国道234号における重複区間31.63m	
	夕張郡栗山町朝日3丁目96番13地先（一般国道234号交点）から夕張郡栗山町中央3丁目58番1地先まで	前	34.14mまで	700.00m	—	同
	夕張 岩 見 沢 線	前	24.80mから	700.00m	—	同
	空知郡栗沢町字西万字1番1地先から空知郡栗沢町字西万字2番地先まで	前	109.12mまで	—	—	同

空知郡栗沢町万字二番地先から 空知郡栗沢町万字二見町1番地まで	後	24.80mから 109.12mまで	700.00m	—		
空知郡栗沢町万字二見町1番地から 空知郡栗沢町万字二見町1番地まで	前	26.00mから 59.00mまで	100.00m	—		
空知郡栗沢町万字二見町1番地から 空知郡栗沢町万字二見町1番地まで	後	26.00mから 60.00mまで	100.00m	—		
空知郡栗沢町万字二見町1番地から 空知郡栗沢町万字二見町1番地まで	前	23.05mから 103.94mまで	711.75m	—		
空知郡栗沢町万字二見町1番地から 空知郡栗沢町万字二見町1番地まで	後	23.94mから 103.94mまで	711.75m	—		
留萌郡小平町字達布306番4地先から 留萌郡小平町字達布411番地先(河川敷地)まで	前	17.00mから 45.00mまで	363.00m	—		北海道留萌土木現業所
留萌郡小平町字達布国有林留萌南部森林管理署1023林班 お小班地先から留萌郡小平町字達布国有林留萌南部森林 管理署1023林班お小班地先まで	後	17.00mから 45.00mまで	363.00m	—		
留萌郡小平町字達布国有林留萌南部森林管理署1023林班 お小班地先から留萌郡小平町字達布国有林留萌南部森林 管理署1023林班お小班地先まで	前	27.00mから 107.00mまで	486.00m	—		同
留萌郡小平町字達布国有林留萌南部森林管理署1023林班 お小班地先から留萌郡小平町字達布国有林留萌南部森林 管理署1023林班お小班地先まで	後	27.00mから 118.00mまで	486.00m	—		
留萌市大字留萌村字幌糠1875番1地先(一般国道233号 交点)から留萌市大字留萌村字チババウ2098番1地先ま で	前	13.00mから 29.00mまで	1,354.00m	—		同
留萌市大字留萌村字チババウ2098番1地先ま で	前	16.50mから 148.50mまで	1,652.35m	—		一般国道233号における 重複区間19.00m
留萌市大字留萌村字チババウ2098番1地先ま で	後	15.00mから 148.50mまで	1,652.35m	—		一般国道233号における 重複区間19.00m
河東郡士幌町字下居辺基線120番2地先から 河東郡士幌町字下居辺基線107番1地先まで	前	18.51mから 37.24mまで	1,330.71m	—		北海道帯広土木現業所
河東郡士幌町字下居辺基線120番2地先から 河東郡士幌町字下居辺基線107番1地先まで	後	20.15mから 40.28mまで	1,330.71m	—		
足寄郡足寄町北6条1丁目7番地先から 足寄郡足寄町南1条1丁目7番地先まで	前	14.54mから 14.54mまで	862.26m	—		同
足寄郡足寄町北6条1丁目7番地先から 足寄郡足寄町南1条1丁目7番地先まで	後	14.54mから 14.54mまで	862.26m	—		一般国道242号における 851.36mの間
足寄郡足寄町北6条1丁目7番地先から 足寄郡足寄町南1条1丁目7番地先まで	後	14.54mから 14.54mまで	862.26m	—		一般国道241号における 10.90mの間
足寄郡足寄町北6条1丁目7番地先から 足寄郡足寄町南1条1丁目7番地先まで	後	14.54mから 33.94mまで	1,556.16m	—		一般国道242号における 25.06mの間 一般国道241号における

居 辺 本 別 線	中川郡本別町美蘭別443番3地先から 中川郡本別町美蘭別445番3地先まで	前	12.00mから 37.97mまで	995.94m	479.57mの間	北海道帯広土木現業所
-----------	--	---	----------------------	---------	-----------	------------

	中川郡本別町美蘭別462番2地先まで	後	12.00mから 37.97mまで	995.94m	—	
--	--------------------	---	----------------------	---------	---	--

	中川郡本別町美蘭別443番3地先から 中川郡本別町美蘭別462番2地先まで	後	19.71mから 110.42mまで	990.00m	—	
--	--	---	-----------------------	---------	---	--

笹 川 士 幌 線	河東郡鹿追町笹川北9線10番26地先 (一般国道274号交 点) から河東郡音更町字西中音更北15線7番7地先まで	前	10.90mから 50.60mまで	11,244.78m	一般国道274号における 7.80mの間	同
-----------	--	---	----------------------	------------	-------------------------	---

	河東郡鹿追町笹川北9線10番26地先 (一般国道274号交 点) から河東郡音更町字西中音更北15線7番7地先まで	前	7.27mから 26.43mまで	8,497.55m	一般国道274号における 11.60mの間	
--	--	---	---------------------	-----------	--------------------------	--

	河東郡鹿追町笹川北14線10番19地先 (一般国道274号交 点) から河東郡音更町字西中音更北15線7番7地先 (道 道東瓜幕芽室線交点) まで	後	10.90mから 50.60mまで	11,244.78m	一般国道274号における 7.80mの間	
--	---	---	----------------------	------------	-------------------------	--

	河東郡鹿追町笹川北14線10番19地先 (一般国道274号交 点) から河東郡音更町字西中音更北15線7番7地先 (道 道東瓜幕芽室線交点) まで	後	7.27mから 31.00mまで	8,497.55m	一般国道274号における 11.60mの間	
--	---	---	---------------------	-----------	--------------------------	--

北海道告示第262号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年2月19日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類	道道	北海道知事	堀	達	也
---------	----	-------	---	---	---

2 路線名	下仁頃相内停車場線				
-------	-----------	--	--	--	--

3 道路の区域	間	変更前	敷地の幅員	延長	国道等との 重複区間の 間
---------	---	-----	-------	----	---------------------

北見市美園705番1 地先から北見市相内 地先から北見市相内	間	後	10.90mから 10.90mまで	506.61m	一般国道39号にお ける14.48mの間
--------------------------------------	---	---	----------------------	---------	-------------------------

北海道告示第263号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成14年2月19日

北海道知事 堀 達 也

1 (1) 施行者の名称	札幌市	札幌圏都市計画道路事業 (3・4・160号藤野通)
--------------	-----	---------------------------

(2) 都市計画事業の種類及び名称	札幌圏都市計画道路事業 (3・4・160号藤野通)	
-------------------	---------------------------	--

(3) 事業施行期間	平成9年4月15日から平成16年3月31日まで	
------------	-------------------------	--

(4) 事業地		
---------	--	--

町62番2地先まで	後	16.96mから 25.85mまで	506.61m	一般国道39号にお ける14.48mの間
-----------	---	----------------------	---------	-------------------------

収用の部分 変更なし

2(1) 施行者の名称 札幌市
 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業 (3・3・89号厚別東通)

(3) 事業施行期間 平成10年10月6日から平成16年3月31日まで
 (4) 事業地 変更なし
 収用の部分 変更なし

3(1) 施行者の名称 札幌市
 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業 (3・4・50号新琴似2条通)
 (3) 事業施行期間 平成9年12月12日から平成16年3月31日まで
 (4) 事業地 変更なし
 収用の部分 変更なし

収 用 部 分

北海道公印規程 (昭和45年北海道訓令第19号) 第8条第2項の規定により、平成14年2月19日、公印の改刻について次のとおり公印台帳に登録した。

平成14年2月19日

北海道知事 堀 達 也

1 改刻後の公印

公印の名称	備置き機関名	用途	印影	寸法	使用開始年月日
北海道札幌土木現業所 長 印	北海道札幌土木現業所	一般書用		方 25ミリ メートル	平成 14. 3. 1

2 改刻前の公印

公印の名称	備置き機関名	用途	寸法	法
-------	--------	----	----	---

北海道札幌土木現業所長印

北海道札幌土木現業所

一般文書用

方25ミリメートル

公 印

種苗法 (平成10年法律第83号) 第18条第1項の規定により、次のとおり品種登録がされた。
 平成14年2月19日

北海道知事 堀 達 也

1 品種登録番号及び登録年月日
 第9656号 平成14年1月16日

2 品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称
 マロン めるりん

3 登録品種の特性の概要

この品種は、「キンゲマルテ-」×「ハーベスト5号」の自殖後代系統である「HM-G50」を種子親、「天恵」×「63L-3」の自殖後代系統である「HM-G51」を花粉親 (いずれも花・野菜技術センター育成) として育成された単交配一代雑種 (F₁) であり、良食味品種「キンゲマルテ-」の栽培特性、日持ち性および病害抵抗性を改良した品種である。

草勢は「キンゲマルテ-」よりやや強く、側枝 (おだづる) の発生は「キンゲマルテ-」より少なく、葉色は「キンゲマルテ-」よりやや濃い。着果性・果実肥大性は優れ、果形は「キンゲマルテ-」より正球に近い。果皮色は灰緑色で、成熟に従って黄化する。ネットの発生は良好で、花痕部が小さく、果実外觀品質は優れる。果肉は淡緑色で、肉質はメルテインク質で舌触りが良い。糖度は「キンゲマルテ-」よりやや低いが、食味は同等である。発酵果及びうるみ果の発生は「キンゲマルテ-」より少ない。うどんこ病及びつる割病 (レース0、レース2) に抵抗性を有する。

「キンゲマルテ-」と比較して、うどんこ病及びつる割病 (レース0、レース2) に抵抗性があること、着果性・果実肥大性に優れること、ネットの発生が良好であること等で、「キンゲインク」と比較して、早生であること、うどんこ病抵抗性であること、果実肥大が優れること、肉質がメルテインク質であること等で区別性が認められる。

4 育成者権の存続期間
 20年

収 入 部 分

北海道渡島支庁告示第2号

第1341号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図書は、七飯町に備え置いて、一般の縦覧に供する。
平成14年2月19日

北海道渡島支庁長 泉 川 睦 雄

- 1 指 定 番 号 渡建指第13 - 6号
- 2 指 定 年 月 日 平成14年2月6日
- 3 道 路 の 位 置 亀田郡七飯町大川6丁目192番13、193番10、193番11
- 4 道 路 の 幅 員 8,000m、6,000m
- 5 道 路 の 延 長 12,942m、52,881m
- 6 申請者の住所及び氏名 函館市美原1丁目16番9号
株式会社 フェイヌ・タウン
代表取締役 新井 友廣

報 告

北海道空知支庁告示第4号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成14年2月19日

北海道空知支庁長 水 元 秀 彰

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 深川市文光町5033番1 ほか3筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 深川市文光町8番21号 江崎 正一
- 3 開発許可年月日及び番号 平成13年10月12日 空建指第13 - 9号

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。
平成14年2月19日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

- 1 資格及び調達をする特定役務の種類
平成14年度において札幌医科大学が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公

共同体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成14年2月19日に一般競争入札の公告を行う札幌医科大学医学部附属病院医療機器等の保守点検、修理、研磨及び中央管理業務委託契約

(2) 資 格 札幌医科大学医学部附属病院医療機器等の保守点検、修理、研磨及び中央管理業務委託の資格（以下「資格」という。）

(3) 特定役務の種類 札幌医科大学医学部附属病院医療機器等の保守点検、修理、研磨及び中央管理業務委託

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。
(1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(4) 道税を滞納している者でないこと。

(5) 単体企業又は共同企業体であって、単体企業にあつてはアの要件を、共同企業体にあつてはイの要件をすべて満たしていること。

ア 単体企業の要件
(ア) 平成7年7月1日から引き続き6年7か月以上薬事法（昭和35年法律第145号）第2条に定める医療用具の修理業を営んでいること。

(イ) 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）別表第1の4に定める第1区分から第6区分までに係る特定修理業の許可を有していること。

(ウ) 薬事法施行規則第24条第5項に定める責任技術者の有資格者を、常時10名以上雇用していること。

(エ) 資本金の額が1,000万円以上であること。
(オ) 平成11年度以降、国又は地方公共団体と医療機器等の保守点検及び修理に関する契約を数回以上締結し、かつ、誠実に履行した者又は誠実に履行している者であること。

イ 共同企業体の要件
(ア) 構成員の数は、2者又は3者であること。

(イ) 共同企業体は、アの(イ)及びウ)の要件をすべて満たしていること。
(ウ) 各構成員は、アの(ア)、(エ)及びオ)の要件をすべて満たしていること。

(エ) 各構成員の出資比率は、2者の場合は30パーセント以上、3者の場合は20パーセント以上であること。

(4) 代表者は、出資比率が最大の者であること。
 (カ) 構成員は、単体企業又は他の共同企業体の構成員として本特定役務の入札に参加する者でないこと。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第85号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合がいずれかに該当するときは、2の(4)の(ア)及び(カ)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期
 資格審査の申請は、平成14年2月19日から3月4日までの間にしなければならない。

(2) 申請の方法
 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 札幌医科大学事務局病院課物流管理センター
 イ 提出先の所在地 札幌市中央区南1条西16丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由
 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者からの当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
 ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者がその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法
 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間
 資格の有効期間は、資格を有すると認められた旨の通知があった日から1の(1)に定める契

約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新
 有効期間の更新は行わない。

7 資格の喪失
 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
 (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

札幌医科大学告示第7号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
 平成14年2月19日

札幌医科大学長 秋野 豊 明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量
 札幌医科大学医学部附属病院医療機器等の保守点検、修理、研磨及び中央管理業務一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(4) 履行場所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学医学部附属病院

2 入札に参加する者に必要な資格
 平成14年札幌医科大学告示第6号に規定する札幌医科大学医学部附属病院医療機器等の保守点検、修理、研磨及び中央管理業務委託の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所
 札幌市中央区南1条西16丁目
 札幌医科大学事務局病院課物流管理センター

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学医学部附属病院3階病院1号会議室（郵送による場合は、郵便番号 060-8543 札幌医科大学事務局病院課物流管理センター）

(2) 入札日時 平成14年4月1日 午前10時
 （郵送による場合は、平成14年3月31日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

第1341号

報 告 公 開 北 境

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

なお、共同企業体の場合にあつては、構成員の1者以上が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を数回以上にわたつて締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であるとき。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区南1条西16丁目
札幌医科大学事務局病院課物流管理センター

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 契約書作成の要否

9 そ の 他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となつた者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体であつて、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 入札説明の日時及び場所

ア 日 時 平成14年3月19日 午前10時

イ 場 所 札幌市中央区南1条西16丁目

札幌医科大学医学部附属病院3階 病院1号会議室
札幌医科大学事務局病院課物流管理センター

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 札幌医科大学事務局病院課物流管理センター

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8543 札幌市中央区南1条西16丁目
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 3143

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(6) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(7) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(8) この入札の執行は、公開する。

(9) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

A. Nature and quantity of the services to be procured :

a. Nature
Maintenance and repair service of medical apparatus (including nursing apparatus but indivisually contracted one) in the Sapporo Medical University Hospital, School of Medicine

b. Quantity
1 Set

B. Bid tendering date and time : 10:00 A.M., April 1, 2002.
(If mailed, bids must arrive no later than March 31.)

C. Contact : Supply and Management Center. Office of Hospital Management,
Administration, Sapporo Medical University, Minami 1-jo, Nishi 16-chome, Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido, 060-8543 Japan.
Phone : 011-611-2111 Ext. 3143

調 達 告 白

北海道教育庁宗谷教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年2月19日

北海道教育庁宗谷教育局長 及 川 英 夫

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする役務の名称及び数量
宗谷管内道立学校警備業務（宗谷北地区） 一式

委託対象校 北海道稚内高等学校、北海道稚内商工高等学校、北海道豊富高等学校、北海道利尻高等学校、北海道礼文高等学校、北海道稚内養護学校
6校

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 契約期間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで
 - (4) 履行場所 (1)の委託対象校による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第1956号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 宗谷管内での当該契約履行が可能なる者

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成14年2月20日（水）から3月1日（金）まで
イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097 - 8639 北海道稚内市未広 4 丁目 2 番27号
北海道教育庁宗谷教育局企画総務課経理学校管理係

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道稚内市未広 4 丁目 2 番27号
北海道教育庁宗谷教育局企画総務課経理学校管理係

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道稚内市未広 4 丁目 2 番27号
北海道宗谷合同庁舎 2階講堂
- (2) 入札日時 平成14年3月13日（水） 午前9時30分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道稚内市未広 4 丁目 2 番27号
北海道教育庁宗谷教育局企画総務課経理学校管理係

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課経理学校管理係
イ 所在地 郵便番号 097 - 8639 北海道稚内市未広 4 丁目 2 番27号
電話番号 0162 - 33 - 2510 内線 3115

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

- (5) この入札の執行は、公開する。

- (6) 詳細は、入札説明書による。

第1341号

北海道教育庁宗谷教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年2月19日

北海道教育庁宗谷教育局長 及 川 英 夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
宗谷管内道立学校警備業務（宗谷南地区） 一式
委託対象校 北海道中頓別農業高等学校 1校
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約 期 間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで
- (4) 履 行 場 所 (1)の委託対象校による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第1956号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 宗谷管内での当該契約履行が可能なる者

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成14年2月20日（水）から3月1日（金）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097 - 8639 北海道稚内市末広4丁目2番27号

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
北海道教育庁宗谷教育局企画総務課経理学校管理係

4 契約条項を示す場所

北海道稚内市末広4丁目2番27号

北海道教育庁宗谷教育局企画総務課経理学校管理係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道稚内市末広4丁目2番27号

北海道宗谷合同庁舎2階講堂

(2) 入 札 日 時 平成14年3月13日（水） 午前10時10分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金
(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道稚内市末広4丁目2番27号

北海道教育庁宗谷教育局企画総務課経理学校管理係

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第51第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 そ の 他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課経理学校管理係

イ 所 在 地 郵便番号 097 - 8639 北海道稚内市末広4丁目2番27号

報 告 公 刊 北

電話番号 0162 - 33 - 2510 内線 3115

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道教育庁宗谷教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年2月19日

北海道教育庁宗谷教育局長 及 川 英 夫

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする役務の名称及び数量
宗谷管内道立学校ボイラー等管理業務（宗谷北地区） 一式
委託対象校 北海道稚内高等学校、北海道豊富高等学校、
北海道利尻高等学校、北海道稚内養護学校 5校
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで
- (4) 履行場所 (1)の委託対象校による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成13年北海道告示第1966号に規定するボイラー等運転操作の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 宗谷管内での当該契約履行が可能なる者
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
 - (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申請の時期 平成14年2月20日（水）から3月1日（金）まで
 - イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 - ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097 - 8639 北海道稚内市末広4丁目2番27号
北海道教育庁宗谷教育局企画総務課経理学校管理係
- 4 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

北海道稚内市末広4丁目2番27号

北海道教育庁宗谷教育局企画総務課経理学校管理係

- 5 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入札場所 北海道稚内市末広4丁目2番27号
北海道宗谷合同庁舎2階講堂
 - (2) 入札日時 平成14年3月13日（水） 午前11時
 - (3) 開札場所 (1)に同じ。
 - (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
 - (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
 - (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交付場所 北海道稚内市末広4丁目2番27号
北海道教育庁宗谷教育局企画総務課経理学校管理係
 - (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 8 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。
- 9 落札者の決定方法 財務規則第51条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否
- 11 その他
 - (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者

第1341号

者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課経理学校管理係
イ 所 在 地 郵便番号 097 - 8639 北海道稚内市末広 4 丁目 2 番27号
電話番号 0162 - 33 - 2510 内線 3115
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道教育庁宗谷教育局告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年2月19日

北海道教育庁宗谷教育局長 及 川 英 夫

公 開 投 標 条 件

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする役務の名称及び数量
宗谷管内道立学校ボイラー等管理業務（宗谷南地区） 一式
委託対象校 北海道浜頓別高等学校、北海道枝幸高等学校、北海道中頓別農業高等学校 3校
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約 期 間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで
- (4) 履 行 場 所 (1)の委託対象校による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1) 平成13年北海道告示第1956号に規定するボイラー等運転操作の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 宗谷管内での当該契約履行が可能な者
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア 申 請 の 時 期 平成14年2月20日（水）から3月1日（金）まで
イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな

ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097 - 8639 北海道稚内市末広 4 丁目 2 番27号
北海道教育庁宗谷教育局企画総務課経理学校管理係

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道稚内市末広 4 丁目 2 番27号
北海道教育庁宗谷教育局企画総務課経理学校管理係
- 5 入札執行の場所及び日時
(1) 入 札 場 所 北海道稚内市末広 4 丁目 2 番27号
北海道宗谷合同庁舎 2 階講堂
(2) 入 札 日 時 平成14年3月13日（水） 午前11時40分
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交 付 場 所 北海道稚内市末広 4 丁目 2 番27号
北海道教育庁宗谷教育局企画総務課経理学校管理係
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 8 郵便等による入札
郵便及び電報による入札は認めない。
- 9 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否
- 11 そ の 他
(1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課経理学校管理係
- イ 所 在 地 郵便番号 097 - 8639 北海道稚内市末広4丁目2番27号
電話番号 0162 - 33 - 2510 内線 3115
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

興 業 公 告

北海道公安委員会告示第12号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成14年2月19日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都渋谷区東二丁目23番3号 株式会社タイド一
代表者の氏名	代表取締役 寶田 久治
製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	CRフナイバー競馬WSP

概要	製造業者名 株式会社タイド一
型式試験番号	10061700
検定年月日	平成14年2月19日
検定番号	第10061700号

検定の有効期間	公示の日（平成14年2月19日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン
代表者の氏名	代表取締役 新井 悠司
製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷御宇山之原337番1
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号ロ
型式名	CRフナイバーニューギン
製造業者名	株式会社ニューギン
型式試験番号	12062600
検定年月日	平成14年2月19日
検定番号	第12062600号

検定の有効期間	公示の日（平成14年2月19日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都千代田区東神田二丁目5番12号 株式会社フリストラクテクトロジーズ
代表者の氏名	代表取締役 加茂 隆曹
製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8 埼玉県狭山市大字中新田字芝101番地1 埼玉県上尾市大字小敷谷字天久保600
遊技機の種類	回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式名	ワッカチンS
製造業者名	株式会社アリストクラートテクノロジーズ
型式試験番号	14060000
検定年月日	平成14年2月19日
検定番号	第14060000号

検定の有効期間	公示の日（平成14年2月19日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府堺市旭ヶ丘北町1丁4番5号 株式会社ネット
代表者の氏名	代表取締役 国本 幸司

第1341号

北 興 製 公 報

4	製造又は検査を行う事業所の所在地	大阪府八尾市沼2丁目4番1号
	型式の種類	回胴式遊技機
型式の概要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	ポーナスジャム・30
型式の概要	製造業者名	株式会社ネット
	型式試験番号	14064600
検定年月日	平成14年2月19日	
検定番号	第14064600号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年2月19日)から3年間	
型式の概要	検定申請者の氏名又は名称及び住所	大阪府堺市旭ヶ丘北町1丁目4番5号 株式会社ネット
	代表者の氏名	代表取締役 国本 幸司
型式の概要	製造又は検査を行う事業所の所在地	大阪府八尾市沼2丁目4番1号
	型式の種類	回胴式遊技機
型式の概要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	ハウンドトップ
型式の概要	製造業者名	株式会社ネット
	型式試験番号	14065000
検定年月日	平成14年2月19日	
検定番号	第14065000号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年2月19日)から3年間	
型式の概要	検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフイア
	代表者の氏名	代表取締役 井置 定男
型式の概要	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地
	型式の種類	ぱちんこ遊技機
型式の概要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	CRミラクルスウス
型式の概要	製造業者名	株式会社ソフイア
	型式試験番号	10065200
検定年月日	平成14年2月19日	
検定番号	第10065200号	

7	検定の有効期間	公示の日(平成14年2月19日)から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社
型式の概要	代表者の氏名	代表取締役 里見 治
	製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8 埼玉県狭山市大字中新田字芝101番地1
型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式の概要	型式名	ハイパーリミックス3
	製造業者名	サミー株式会社
型式の概要	型式試験番号	14062300
	検定年月日	平成14年2月19日
検定番号	第14062300号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年2月19日)から3年間	
型式の概要	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 里見 治
型式の概要	製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8 埼玉県狭山市大字中新田字芝101番地1
	型式の種類	ぱちんこ遊技機
型式の概要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	CR北斗の拳S
型式の概要	製造業者名	サミー株式会社
	型式試験番号	10069000
検定年月日	平成14年2月19日	
検定番号	第10069000号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年2月19日)から3年間	
型式の概要	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールソフイア
	代表者の氏名	代表取締役 杉島 紀志男
型式の概要	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一
	型式の種類	ぱちんこ遊技機
型式の概要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	CRアニマルとれいんV
型式の概要	製造業者名	株式会社サンセイアールソフイア
	型式試験番号	10065200
検定年月日	平成14年2月19日	
検定番号	第10065200号	

9

型式試験番号	10067100
検 定 年 月 日	平成14年2月19日
検 定 番 号	第10067100号
検定の有効期間	公示の日(平成14年2月19日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
代表者の氏名	代表取締役 毒島 秀行
製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1
型式試験番号	10066800
検 定 年 月 日	平成14年2月19日
検 定 番 号	第10066800号
検定の有効期間	公示の日(平成14年2月19日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 エルホン工業株式会社
代表者の氏名	代表取締役 岸 勇夫
製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地
型式試験番号	10065400
検 定 年 月 日	平成14年2月19日
検 定 番 号	第10065400号
検定の有効期間	公示の日(平成14年2月19日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都千代田区東神田二丁目5番12号 株式会社アリストラテクノロジーズ
代表者の氏名	代表取締役 加茂 隆曹
製造又は検査を行 う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8 埼玉県狭山市大字中新田字芝101番地1 埼玉県上尾市大字小敷谷字天久保600

型式試験番号	14064700
検 定 年 月 日	平成14年2月19日
検 定 番 号	第14064700号
検定の有効期間	公示の日(平成14年2月19日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都港区愛宕一丁目3番4号愛宕東洋ビル7階 アイジー・テイ・ジャパン株式会社
代表者の氏名	代表取締役 スコット・ウインゼラー
製造又は検査を行 う事業所の所在地	大阪府 富田林市大字佐備1811番地 1
型式試験番号	14064500
検 定 年 月 日	平成14年2月19日
検 定 番 号	第14064500号
検定の有効期間	公示の日(平成14年2月19日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニユーギン
代表者の氏名	代表取締役 新井 悠司
製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番 1
型式試験番号	10068500
検 定 年 月 日	平成14年2月19日
検 定 番 号	第10068500号
検定の有効期間	公示の日(平成14年2月19日)から3年間

正 誤

平成14年2月8日(第1338号)

北海道告示第186号(土地改良法による道道換地処分)中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
46	左	下から4行目
	誤	檜山町北檜山地区
	正	北檜山町北檜山地区

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

発 行 編 印

行 集 刷

北海道総務部法制課
北海道印刷株式会社